

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年7月28日

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

監 査 の 種 類	令和元年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	令和元年7月31日	
結 果 区 分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 総務課・施設係	予算執行の時期の適正化について 学校施設の改修工事等において、予算は当初に確定されているので、より早い時期の執行が望まれる事業が見受けられた。年度当初に執行計画をたて、緊急度などを勘案して優先順位を明確にし、適時適切に予算執行を行うようにされたい。	当初予算に確定された工事については、その工事内容等を踏まえ、年度当初に執行計画を立て、建設課とも随時情報共有や連携を行いながら、早期の適切な予算執行に努めます。